



改めてダイコー不適正処理事件を考える座談会

平成29年5月29日（月）午後2時から当協会3階会議室において、「改めてダイコー不適正処理事件を考える」と題して、座談会が開かれました。

●出席者

<協会役員>

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

〃
〃
〃
〃
〃

会長	永井 良一
副会長	小島 晃
副会長・適正処理委員長	平沼 辰雄
専務理事	渡邊 修
理事・尾張西支部長	新家 義彦
監事・尾張西副支部長	富田 昭夫

<協力会員>

オオブユニティ株式会社

サンエイ株式会社

豊田ケミカルエンジニアリング株式会社

株式会社エイゼン

株式会社クリンテック

株式会社タツノ開発

代表取締役	相木 徹
常務取締役	小野田崇夫
営業部長	木村 照始
専務取締役	永田 幹人
代表取締役	東 賢一
取締役	中村 穰

<司会進行>

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

理事・広報編集委員長	中野 兼司
------------	-------

中野 本日はお忙しい中、「改めてダイコー不適正処理事件を考える」ということで、広報編集委員長の中野が企画いたしました。今日は永井会長もお見えになっておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

永井 改めまして皆さん、ダイコーの不適正保管に関しまして皆さんの協力を得て無事に終了することができました。特に処理を担当したオオブユニティ

(株)、豊田ケミカルエンジニアリング(株)、サンエイ(株)には、我々協会員としてボランティアで協力いただき、感謝しております。運搬では、尾張西支部会員はじめ会員各位に、協会としての役目を果たしていただいたということで改めて感謝する次第です。協会として、何故、ダイコー問題にボランティアで参加したかですが、県からダイコー問題に関して経過と現状までの問題点を説明して頂き、ダ



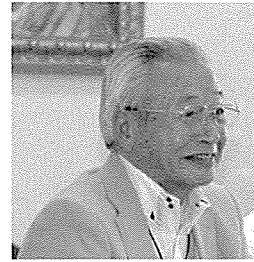
(一社) 愛産協 永井会長



(一社) 愛産協 小島副会長



(一社) 愛産協 平沼副会長・
適正処理委員長



(一社) 愛産協
渡邊専務理事



(一社) 愛産協 新家理事・
尾張西支部長

イコーに残されている廃棄物の撤去についての協力のご依頼がありました。再発防止を図るため、行政が協会と一緒に協賛していき約束の中で、協力するという経緯でした。今回ボランティアでやったことについて、また同じようなことがあった場合も、我々がまた、ボランティアでやるということはありませんというをはっきりと断言しておきます。そういう中で、この事件を振り返って、皆さんが真剣に自分たちの経験の中から、又は自分たちが知りえた中から、きちんと発言していただき、それを正確に伝えていきたいと思っています。当然、愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室にも伝えてあります。我々の会員であったダイコーが不適正処理事件を起こしたということは、我々においては、申し開きできることではないと思います。しかし、本質の問題は排出事業者なのか、行政なのかその他にも要因があると思っていますので、そのあたりをしっかりと発信していただき、マスコミに、国民に知らせていただきたい。その中で、二度とこのようなことが起きないように我々及び愛知県環境部の認識と今後の対応を発信しておきたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひ申し上げます。

中野 ありがとうございます。座談会を進めるにあたって主旨をご説明させていただきます。以前にもファックス等で皆様のお手元に届いていると思いますが、マスコミ等による産廃悪徳業者と排出事業者（被害者）の構図のみではなく物事の本質をとらえた見方を含め、産業廃棄物処理の専門家からの情報発信をしていきたいと思っています。また、一部の企業の声という発信でなく愛産協としての意見提言まで踏み込めたらと思っています。

何が問題であるのか、これからどうしていったら

よいのかということを含めながら皆様との座談会を始めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まずは参加者のご紹介、簡単にお名前と会社名と今回のことについて何か一言順番に言ってもらいたいと思いますので、是非よろしくお願ひします。

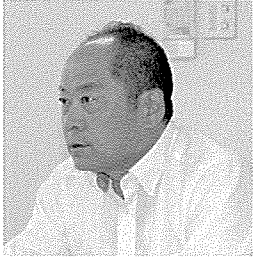
平沼 (株)リバイブの平沼です。今日は適正処理委員長という立場で参加させていただきたいと思ひます。この不祥事というか、ダイコー問題が起きた時に一番初めに産業廃棄物処理業者という名前が、ポンと出ることに非常に違和感をおぼえております。そういう意味で、皆さんとお話をしながら協会としての立場で提言をしていきたいと思ひます。

新家 (有)ホクトサービスの新家と申します。ダイコー (株)の事件発生時に支部長という立場でした。事件を聞いて現場に飛んでいってみますと多くの廃棄物が無造作に外に積んであり正直びっくりしました。その後ホームページを検索すると、倉庫と記してある場所の住所が後に発覚する食品残渣を隠ぺいしていた所でした。

冨田 (株)冨田商店の冨田と申します。発覚当時は尾張西支部の副支部長という立場で関わらせていただきました。

当社がダイコー (株)に近いということで、いろいろなお話がダイコー (株)の近隣の方からですとか、その他我々西支部会員の話ですとか、その他の業者の話ですとか色々お話が、耳に届いているのでその辺りを皆さんにご理解いただければと思っています。

東 (株)クリンテックの東と申します。ダイコー (株)は当時、尾張西支部に所属していました。当社は、稲沢市の事業系一般廃棄物の収集運搬をやっ



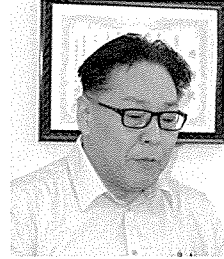
(一社) 愛産協 富田監事・
尾張西副支部長



オオブユニティ (株)
相木代表取締役



サンエイ (株)
小野田常務取締役



豊田ケミカルエンジニアリ
ング (株) 木村営業部長



(株) エイゼン
永田専務取締役

ており、現実の問題のあった工場の真横にあるコンビニなどにも私どもの回収車が行っていて、冷蔵庫を開いた後は大変だったとの話を聞いております。私自身も現地視察させていただき、何故ここまで溜まるまで放置していたのかというのが非常に疑問に思い、ダイコー (株) も明らかにこうなる事を想定していたと感じました。この事件は業者のみならず、管理責任者である行政側にも相当問題があるのではないかと思います。そういった意見が言えればと思っています。

永田 (株) エイゼンの永田と申します。今回の事件で排出事業者さんの中にも終わってから二分されたと感じました、非常に厳しくなった排出事業者さんでは、今までは性善説で現地確認を見ていたが、申し訳ないが性悪説で現地確認をさせていただくと厳しくなった事業者さんもおられれば、現地確認へも来られない方もおられます。

小野田 サンエイ (株) の小野田と申します。今回の件で豊ケミさん、オオブさんと一緒に最後の処分のところを担当させていただきまして、やはり感じたのは会長もおっしゃったように二度と再発させてはいけないということです。しかしまた必ずどこかで同じような事象が他の自治体を含めて再発するかも知れませんので、今回我々の事例を是非他山の石としていただけるよう、この後グチや恨み言も多少は言った後に、建設的な意見で取りまとめが出来たらと思っています。

相木 オオブユニティ (株) の相木でございます。今回サンエイさん、豊田ケミカルさんと私どもで中間処理の部分のところを受け持たせていただきました。現地も見ていく中でやはり悪臭がひどい中、また現地で廃液とかも出ている形の中でこの暑い時

期を迎える前までに状況が分からなかったことなど情報開示不足を、現地で感じたことであります。また中間処理をしていく中で元々原型がないものなのか、何の食品だったのか分からないものが結構ありました。こういうことが二度とないようにどういった対策をとったらよいのかといったことを排出事業者さん、県行政、私どももしっかりとらえていかなければならないと思っております。このような再発防止の会議の中で何かいいお話があればと思いました。今後二度とないようにしていきたいと思っています。

木村 豊田ケミカルエンジニアリング (株) の木村と申します。今回事案では中間処理のお手伝いを致しました。さきほどの、開催主旨説明では排出事業者=被害者とありましたが、排出事業者さんもある意味悪徳業者と同じではないかと考えます。それくらいの認識の甘さ、廃掃法における排出事業者の責任が問われた事案だと思います。そういったところを今後どうしていくのかを深堀したいことと、そういった部分の甘さが露見したのかなと感じましたので、本日お話をさせていただいた内容が、循環あいちでどんな形で誌面になるかは分かりませんが、排出事業者さんには協会としてこういった座談会を開催して、業界としてちゃんと考えていることを伝えたい思いで参加した次第です。

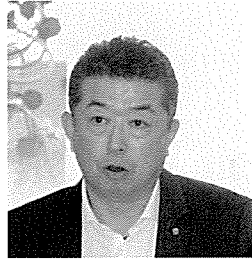
中村 (株) タツノ開発の中村と申します。ダイコー事件について私自身が一番驚いたことは、ダイコー (株) 自身当然悪いことですがそういったものが普通にスーパーに並ぶという、流通ルートがあったということが一番驚き、食の安全ということがかなり前から頻繁にいわれる中で、普通のスーパーがどこから仕入れてきたか分からないものが並ぶというこ



(株) クリントック
東代表取締役



(株) タツノ開発
中村取締役



<司会進行>
(一社) 愛産協 中野理事・
広報編集委員長



とが一番不思議だなあと感じました。

小島 (株) 明輝クリーナーの小島と申します。様々な視点があると思いますが、やっぱり廃掃法第3条の事業者の責務ということで排出者責任のとらえ方が行政によっても様々違っており、通常のマスコミ等も一般の方々のとらえ方も違うなあと、我々として排出者責任をどうとらえるかという視点で今日の座談会に参加したいと思います。

中野 改めまして (株) 東伸サービスの中野と申します。私は当時尾張北支部長をしておりましてので、皆様と同じようにご協力をさせていただきました。私からは、2つありまして一つは当時マスコミ等の取材を私も受けました。その時にちょっと感じたのは、事件が氷山の一角という前提で、記者は他にもいろいろな闇があるのでしょ、いや、闇なんてないよという話や、食品リサイクル法の国の登録を得られたのに何故こういう業者がいるのですか。だから他にもこんな業者がたくさんいると思われても仕方ないのではと言った質問をやたらしつこくいわれたという記憶がございます。

もう一つは皆様に先にご協力頂いた収集運搬業者さんに各アンケートをメール等でお渡しさせていただきました。ほとんどの方が指摘されていることでもあるのですが、これはちょっと違う意見だなあというのが (株) 紙資源名古屋さんでした。(株) 紙資源名古屋さんは「産業廃棄物、一般廃棄物に対する関心が高まり廃棄物の取引先を始め多種多様にわたる適正処理を求められるようになり、弊社としては適正処理に関してお願いしやすくなった、とともにご理解ご協力いただけるようになりました。適正処理の意識の向上につながったと思います。」というコメントがあります。他の方々もボランティア

には疑問とか県に対する批判的なことなど色々ありました。この部分について何かご意見がございでしょうか。アンケートについてここが賛同できる、ちょっとこういう風に思ったとか。

富田 まず尾張西支部として我々が感じたことですが、平成24年に社名変更する前、当時ダイコー(株)がダイキン(株)というお名前でしたが、ダイキン(株)時代は尾張西支部の活動にもある程度参加をしてみえた。ただし、大西会長は私は面識がございません。ダイコー(株)に社名変更になってからは、社名を変えられたことを知らなかったという状況です。やっぱり会長が話されたように支部活動にもある程度積極的に参加してみえると法に触れることを考えることはないと思います。何か後ろめたいことがあると支部というか協会から遠ざかっていくのではないかなと感じました。

中野 記憶の中ではダイコーという名前に変わってから支部活動には全く参加していないということですか。

富田 そうですね。

中野 事件が発覚する前から何か噂とかあったのですか。

富田 地域におりますので、実際にはそこに物が入らないぞという噂はございました。

中野 物が入らないというのは。

富田 荷物はどこに行くのか分からないということです。私どものお客さんで当初ダイキン(株)と取引があった会社の荷に、一度ついていきましたが、その時はダイキン(株)に入っていました、ダイキン(株)時代の話です。

東 ココ壺番屋はダイコー(株)と直接取引をせず、入札で安く業者を決めていたと噂があった。

改めてダイコー不適正処理事件 を考える座談会

小島 ココ壺番屋の件で管理業界が入ったということとは問題になっている。

永井 噂は事実と異なることがあるので、事実を確認するためにも県が18条報告を持っているはずなので、問題解決のために、18条報告を開示して欲しいということをお願いしています。

中野 続きまして、今回何故ダイコー事件が発生したのかについて話をさせていただきたいのですが、ご意見等ございますか。

小島 欲得がある訳で、儲けようとしてやったのだからあの安い単価では儲けは出ないと思うけれど、始めから横流しを意図してやったのか、結果として横流しや処理しなかったということか分からないのだけれど、いつかはばれるだろうと思うのではないですか。

冨田 その前に企業のコンプライアンスの問題があった。今回の件でいきますと、機械の部品のプラスチック片一つのために何千個、何万個の食品が何ロットか分かりませんが、その日の製造分が全部廃棄になってしまう。そうなると廃棄の姿自身は普通に出荷される姿と一緒になんです。その中で邪な考えが芽生えてしまったのではないかなと思います。

永井 食品廃棄物で、特に製品廃棄物を前から扱っていた場合、もったいないし、買い手もいるという状況の中で簡単に儲かるということでその製品廃棄物を売却、横流しすることの利益を事業に入れ込んだ。もう一つの費用対効果として、儲かるのでどんどん安く処理を請け負った。こういう図式ではないかと思う。

冨田 マスコミの方が他にもあるのではないの、氷山の一角ではないの、と言った形で、製品のまま廃棄されてしまうことからそういう考えの人が出てくるのではないかと。

永井 それが一部といいながら、そういう話はききます。普通にバツ屋というのがあるのだけど、買いにきているのです。そういうものを売ってくれ売ってくれと言っていたわけ。それが普通にあったよと聞くわけ。それがタツノ開発さんのいうように一般的なスーパー等に流通することが考えられない。普通は加工して使うということはあるわ

けです。それも問題があるわけで、そういう構造の中で今回ダイコーの問題が起った気がしてならない。元々廃棄物処理で不法投棄や不適正処理での金儲けでなく、そっちの方から入って行って結果的にこうなったのではないかという気がする。あくまで予測なので18条報告を含めて開示していただき、それを参考にして協会としてやるべきことをやっていきたい。

中村 愛知県がダイコーの事件以来、うちにも動植物性残さの処理を行っているの、実態を調べにきたがダイコー以外に出てこなかったのですか。

永井 一応なかったということです。

中村 タツノ開発じゃなく、グループ会社のタイヨーという会社で豊田市にある焼却場を1年ほど前に廃止しましたが、以前はそこでは普通にパッケージ食品の製品をパッケージのまま燃やしていました。さすがに売ってくださいと言う業者は来なかったですけど、冷凍施設を持っていなかったの、腐る前に優先的に燃やしていました。見た目はもったいないですよ、賞味期限もあるし。

永井 尾張西支部でダイキン時代は盛況だったのにダイコーになって暇そうだなというのはみえませんでしたか。

冨田 ダイコーさんになってからは存在が分からなくなりました。

平沼 支部には来なかったが名古屋大学の食品リサイクル関係の学会、食品再生ネットには出ていたという話は聞いていたが、食品リサイクルという感覚で入っていたようだ。

冨田 結構荷物が入ってくるようになってしまったのではないかと、売れるような荷物が。先ほどの話でコンプライアンスの向上等で食品廃棄物が今までよりも大量に入ってくるようになり飼料で使っていたものがオーバーフローし、お客様を選んでとか種類を選んで、製品として売れたのではないかと。思います。

木村 結果的にそうでしょうね。食品リサイクルという気運が高まり、2倍も3倍も食品廃棄物が集まるようになって、リサイクルで循環できる量は増えていない。よって処理能力オーバーでも断れなかったのではないのでしょうか。

中村 保管量がそれだけあったと言うことは、この問題が発生しなかったとしても破綻が近かったというようすはなかったですか？

中野 実際そうですね。自分の敷地外の倉庫にまで持っていつているくらいなので。

永井 倉庫は4か所ですか、そこは積替え保管施設になっているのですか。稲沢の2か所しか知らないが、大きくて冷蔵庫もあってそこ自体で最初からそういうことをやるということでおいてあったわけでしょう。

富田 現地へ行ったら最初に処分ありきで集めてきていないな。ただ単に積み上げて終りという計画だったのだなと分かります。

新家 お客様と一番新しい岐阜の倉庫に廃棄物の回収作業に行きました。すると、フレコンがパレットに5段積で広い所に隠してあり、お客様とそれに登ってみると、あまりの量に驚きました。都合2回ほど現場に行きましたが、早いところでは事件がおきて2週間ちょっとで、いち早く引き取り作業をしているメーカーさんがいました。岐阜が最後ということは、あそこが一杯になったらまたどこか借りるという悪循環になることが想像されます。

小島 いろいろな業者が関わっているわけで、そもそもどういうふうに委託したのか、その経緯というのは今回県が調査しているのですが、その実態が我々にも分かるかというのですが、何故起きたのか、どういう業者が仲介したのか、といった実態が分かればよいのだが。

永井 要望は出しています。再発防止を図る上では検証をきちんとしなければならぬので裁判も終わっているんで情報公開してくださいと言っています。

小島 県は県で総括している訳だから、稲沢市も市として総括すると思うが整合、調整はどうなのか。

中野 本当に総括するのは疑問です。前回企画会議の前に愛知県行政の方と会長をはじめ役員の方と集まって意見交換しました。永井会長よりきつく部長クラスに排出者の名前の公表を要望したが、県は「分かっている業者もあれば分かっていない業者も

あり、分かっている業者だけを公表すると不公平になる」と言われてとても疑問に思いました。マニフェストもあるので逆から調べていけば分かると思いますがそのへんの所は言葉を濁し、これで終りなのですかと聞いたらこれで終りだという話でした。それ以上県としてはつっこんだ話はしないのではないですか。

永井 排出者責任については指導していくと言っていました。

中野 ダイコーの事件が発生して、すぐ発覚しなかったのは何故か。係る人たちがウインウインの関係にあったのではないか。その一つとして例えば排出事業者は安く処分できる、処分業者は右から左へ流せば儲かる、転売されてココ壺番屋のカツが安く食べられる。そのどこかで損する人があれば情報が漏れたり何かあったりするのではないかと思います。ダイコーの横流しが始まってから1年半ほど発覚しなかったのは何故でしょう。

渡邊 横流しの事実と不適正保管の事件とは必ずしも一致していない。流れ出たものはいいものが出ていて自分のところで処理せずに残ったものが不法保管ということなのです。問題が違うということです。

中野 ありがとうございます。

平沼 いろいろな問題があるが、排出事業者の問題は大きいという話がありその問題点について指摘することと、中間処理業者はどうだったか、の2つできちんと話をした方がよいのではないかと。

永井 一番大きいのは行政の怠慢。今回稲沢市との関係で地域住民から通報がいつているのに解決されていない。そこが一番大きいと思う。

小島 稲沢市と県との関係でもめたとか、意見が違うということ聞いたが。

中野 私と新家さんが出席した尾張地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が年1回あり、尾張地域の自治体が集まって県民事務所、消防署等の課長クラスが集まる会議で、稲沢市の担当が県の職員に苦言を呈していました。今までこういったものがあって訴えたのに対応してくれなかった。ダイコー問題に関する処理に関して単独で愛知県が進めてしまっ、あとで稲沢市の処分場で処理してくださいとの

改めてダイコー不適正処理事件 を考える座談会

連絡がマスコミの取材後にきたと怒っていました。新聞などによると悪臭等の苦情が多分あり、県に行くよりも稲沢市に住民の方が通報し稲沢市から県に情報がいったらしいのですが、それがうまく対応できていなかったということです。

この件はダイコー事件を未然に防ぐ手だての一つのキーワードになるのではないかと思います。県の資源循環推進課の職員というのは許可範囲の中のことは色々調べることは出来るのですが許可範囲外のことは調べるのが難しいと思います。

例えば申請していない場所に廃棄物をおいてあってもそこを見に行くことは不可能です。もし苦情等で臭いだとか夜中にダンプが出入りしていることがあれば、地元の行政と愛知県との常に密な連絡等があればすぐに対応できると考えます。他に未然に防ぐ手だてはありますか。

中村 稲沢市から愛知県にあがって行って県は現地確認しないですか。うちなどには外部委託して月に1回処分場の写真を取りにきますが、豊田市も外部委託してやっていると思いますが。稲沢市はなかったのですか。行政は保管量が増えた場合、あまり行政処分できない。行政処分してつぶれた場合、その保管したものがそのまま残ってしまうのでかえって強いことが言えなくなると昔県の職員に聞いたことがあります。そういったことはなかったのですか。

中野 ただ私が見聞きしたのは、稲沢市の職員が怒っていて県の職員が謝っているというものでした。

相木 先ほどの話の中で今回起きたことはどうだったのか、こうだったのではないかという話が多いが、やはり要件的なことがどうだったのか、先ほどメーカー名の書いてあるものがあり、直接ここに入っているのか色々な形があるかも知れないですが、manifestがあるかないかということもあると思いますがどういう風な流れで流れているのかということもわからないので、こうだったのではないか、こうだったからこうだったのだろうかというところから、こうすればいいのではないかという憶測の話になってしまうとどうなのかなと。難しいですね。

木村 本来であれば当事者のダイコー関係者から

真因を聞き出して再発防止策を講ずることが重要です。われわれの推測だけでは正直再発防止策は分からないというのが本音です。最初は上手くりサイクル循環できていたことが、入荷量が増えてリサイクルだけでは捌ききれずに保管が増えて、そうこうするうちに他に流通することをやってしまった。当事者がどういう心理状態だったのか。事故でもそうですがその声を拾えないと再発防止は難しいのではと思います。

小野田 ダイコーのように悪いことを考える人はまた出てくるかもしれないという性悪説に基づいた場合に、やはり排出事業者と行政の管理監督責任をどう考えるかです。先ほどの稲沢市と愛知県のやりとりの話を聞いて合点がいったのですが、現地を下見に行った時に何故今まで近隣住民から稲沢市に対して苦情・要請が出なかったのか？大いに疑問でした。がやはり出ていたのですね。

稲沢市から県に訴えていたにも関わらずそこで放置されたわけで、今回行政がもっと早く取り掛かっていればここまで深刻な問題とならず、排出事業者の特定等もう少し出来たのではないかと思います。

排出事業者をかばう訳ではありませんが、立ち入り検査を定期的にするということは現実的にはなかなか難しいという実情を考えると、近隣住民からの通報・苦情をうけた行政が起点となって速やかに動くということが、まずは必要な初動・初期消火だと思います。

中野 次に行きますが、同じような事案が仮に発生した場合はどうするか。先ほど永井会長もおっしゃっていましたが、今回は特別中の特別という考えです。あってはならないですが、仮にあった場合は愛産協としてボランティア活動は一切考えていないという結論です。

行政に対する提案ということではなにかございますか。
小島 今回の措置は行政が本来総括すべきことですが正しかったどうか、先ほど稲沢と県の間関係であったり、我々業界愛産協とか愛衛協とか個別の業者の豊ケミさんとかサンエイさんとかに対してどういう総括をしているのか県の見解を聞いてみたい。

やむを得なかったということで終わってしまうのか終点の問題とは違うと思います。

そこらがどういう風にされているのか。

永井 ボランティアをやっていた会社に対しての総括ですか。

小島 こういう措置が急だからしょうがないということで終わっているが、また破綻した場合はどういうふうな今後の問題を含めてどういう措置命令を出すのか、行政の総括の仕方があると思うのでそれを聞きたい。そうでないと我々論評できないのではないかな。

中野 愛知県が考えた「食品廃棄物の不法転売に係る再発防止対策」があります。後でコピーを皆様にお配りしますが、こういうことを愛知県の方では、色々考えています。監視体制の強化、立入検査のチェックシートの作成、検査マニュアルの作成、立入検査業務の支援、監視指導の資質向上、関係機関との合同立入検査の実施、廃棄物処理業者、排出事業者に対する指導強化、排出事業者向け手引きの作成、講習会の実施、排出事業者現地確認研修会の開催あともうひとつは食品廃棄物発生抑制、リサイクルの促進についてということで市町村の消費者団体、事業者団体に対する啓発の実施とか循環リサイクルの支援とか今まであったようなことは出てはいますが、これで果たしてどうなのかというのはありますが一応愛知県としては色々考えているということです。

永田 行政に対してといたしますと、先ほどいわれたように許可範囲内であれば見る事が出来ますが、今回のように許可範囲外の防止というと行政としても非常に難しいのではないかと、現地確認の強化をするといっても難しいと思います。ただ少しでも情報が入ったらしっかり見てもらえる体制をとってもらえるといいかなと思います。その情報の取り方は不法投棄110番等、住民や同業者等の情報を集約する方法、苦情が入りやすいシステムというものが出来上がっていると未然防止になり、且つ早めに動いていただければ未然防止が出来るのではないかと思います。

小島 食品廃棄物の不適正処理に関する捉え方に

限定をするのか、いわゆる排出事業者、他のものを含めて当然ある訳でそれに対するということと、食品のリスクアセスメントで大きな問題になったがその他色々あると想像される訳です。そういったことが起きた時、県がどういう措置命令の出し方、私は何らかの指針が出ると思います。それについて今の段階としてどんなことが考えられるか我々としても考えたいと思います。

小野田 豊ケミさん、オオブさんと何度も県の会議室に集められていろいろ打ち合わせをした時に、行政への要望として直接申し上げたのは、我々3社が選ばれた選定基準を明確にしてくださいということでした。時間がなかったので今回緊急対応として半径50キロ、日当りの処理能力を勘案してあなた達3社が選ばれましたとの説明でした。

その時は仕方ないということでスタートしたが、その後夏場までという最初の約束が秋までずれ込んだ際にも4・5社目を探してくださいというお願いを再度しました。私どもが刈谷、オオブさんが大府、豊ケミさんが半田ということで、稲沢から刈谷・大府・半田まで確かに50キロ圏内ですが、それまでに名古屋市内を通り越して運ばれてきます。他に本当はないのですか？探される努力をされたのですか？と再三お願いしたのですが、結局最後まで3社のみでやりきりました。

完全な持ち出しでした。外部他者から見た場合、当然3社は無償で対応するわけがなく県と何か裏取引が有るのではないかと痛くもない腹を探られるのではないかとこの事が一番嫌でした。県には当面予算がないのは分かりますが、途中で期を跨いでおり新しい期で臨時予算を組むなり、県全体の予備費を使うなりして、全額でないにせよ何がしかのご負担はいただきたい…と何度もお願いしたのですが結局聞き届けてはいただけませんでした。

富田 税理士の先生に確認を取ったら県に対しての寄附行為にあたるので税務的にいうと全額損金には出来ない、経費には出来ないと言われました。県に対する協力だから税務署は文句を言わないと思っていたら税務署は関係ないからという話でした。ボランティアで出来る訳がない、何か見返りが有るので

改めてダイコー不適正処理事件 を考える座談会

しょうと一般的には見られています。その中でただで使われ税務的にも被害が有るとこういう側面からもきちんと計算してやらないと何のためにやったのかなと思います。

中野 処分の立場でサンエイさんの意見に対してどうですか。

相木 企業としてはお金をいただきたい趣旨で県とお話しましたが、県としては行政代執行ができないので、事務管理でやりたいと言われ、何度か打合せをさせていただいているうちに、暑い時期を迎えるので、臭気など出たりするのでやらざるをえないという形で行いました。今回の原因とか私たちには分からないところがあり、協会の方からもどうしてこうなったのかという話もされていると思いますが、何が原因でなったのか、今後の対策としてこれを教訓に二度とないように道しるべ的なものがないとわかりにくいなと思いました。

木村 今回は、どうしても処理費の捻出ができないとのことでボランティア協力致しました。ただし現地対応の必要経費として4,000万円を予算化して、若干でも残ったのであれば我々に還元して欲しかったのが本音です。

座談会の冒頭で協会会長もお話しされたように、今後はボランティア（無償）では協力できませんと表明されたとのことですが、再発防止策案で抑止できるのかは不明です。再発防止策が機能すれば問題はありますが、仮にまた起きてしまったら、処理についてはどう対応するのかは盛り込まれていないですね。再発防止策はどちらかといえば排出者責任の強化をするだけです。

その強化のツケは我々の負担になるだけです。

一方的に決まりを作って厳格化すれば、正直言ってそれにかかる視察対応等の時間や質疑工数が増えるだけで我々の業務負荷には何も配慮がないと思います。この業界は、一生懸命に改善をしても処理能力は増やせません。

工数削減に取り組んでも、その効果を生産性向上に活かせないのが現状です。

優良産廃処理業者認定等を受けて適正処理をしているところには、もっと差別化優遇を検討しても

らえないかを、愛知県さんに伝えてもらいたいと思います。

永井 改定のところで能力問題等は県ではどうしようもできないので、国の今回の法制度の検討会議、法律改正で要望しています。何でも規制強化、排出レベルでの規制強化は何らかの形で規制緩和とはいわないけれど何かを目的にきちんとやっているところに関してはそれに応じた対応をする。その中で環境対策をおおくとりいれたところ、処理能力を強化できるよう要望してある。我々が勝ち取っていかうとその対象として優良認定制度を取得したところからやっていくということで見える形で要望し取組んでいます。

木村 今回の事案は行政代執行が出来ないことを伺いました。原則として有害物質等が検出されないと、適用は難しいそうで県環境部の方も何回も陳情には行かれたと聞きました。悪臭は地域住民にとっては有害であり、起因して健康被害も考えられたはずで、国としてこういった事案への柔軟な対応ができる体制を期待します。

中野 今、木村さんがいわれたように再発防止対策ということで、一つあります。「災害廃棄物の件もそうなのですが起きてはならないがBCPの考え方で、起きた場合の対策を考えることは必要と思いますが、愛知県としてのお考えはありませんか」と愛知県環境部にお尋ねしたところ「その考えは今のところない」との回答でした。性悪説という話が今日の座談会で出ましたがその部分は、ほとんどの方がきちんと行われているが中にはそうではない方が絶対ゼロではないのでその時の対応等について考えておくのは必要ではないかと思います。

小野田 必要だと思います。

中野 以前県の職員の方と話していて廃棄物が1,000立方メートルを超えると撤去が困難になるので1,000立方メートルを超えないように指導しなければならないという話がありました。

中村 近隣から苦情が稲沢市にあって、稲沢市から県へという話でしたが、一廃と産廃という話はあったのですか。

永井 一廃もあったかもしれないが産廃だから稲沢

市は県に訴えた訳で、元々ダイコーは一廃の許可を持っていないので廃棄物は産廃なのです。

富田 我々としてはそういう事案があったらどうしたらやれますよ、ボランティアでは出来ないよ、過去にこういう事例があったので、こういう条件ならば出来ますと言う基本的なことは取り決めておいたほうがいいのでは。

永井 基本的には協会に相談があった場合は内容を確認してすぐに担当支部に連絡し、支部長が責任を持って行きます。支部単位で出来なければ協会全体として行きます。

富田 今回の件は、尾張西支部で動いてくださいとのことで、行政的には許可業者で何とか対応できると思われていましたが口を揃えてダイコー（株）にお客を取られているのに何故俺たちが取られたやつの尻拭いをしなければならないのかというのが尾張西支部の中に多く聞かれました。

永井 ボランティアは協会活動として行っているのです。その概念を変えて欲しい。自分の損得は別においてもらいたい。ダイコーについては不満が有るかもしれないが協会活動として支部長にお願いしたい。支部長、支部役員がそのことを支部会員に正しく説明して欲しいし、その意見を理事会に出して欲しい。

平沼 今回は廃食品の横流しとして環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部からの通達があったり、全産連会長からあったり、県からもあったりいろいろなところから通知が来て、ガイドラインをつくった訳です。廃食品の転売についてというところが一番重要なところでは我々が一番身近なところで県としての対応は今後どうするのかということが見えない。それはきちっと説明を求めるようにもっていかないといけないのではと思います。

我々に対応しろと言われても、最初に行政が、許可を出すところですから今回において例えば迅速に対応できなかった部分はどうかを含めて県からの対応も今後どうするのかということを知りたいです。

永井 国も含めて言っているのが今回の食品廃棄物が通常の廃棄物と違う点で、他の不法投棄と比べて量が少なかった。食の安全という中で一般消費者が

重さを感じている。本来重さを置かなければならない廃棄物処理法以外のところで抜け道が沢山あるということであり、それは認識していただいた。そういう形で活動していくということです。言われたように県が実際そのことを踏まえてどういう行動をするかが明確になっていない。講習会を行い、啓発活動をすると言っているが、今までの対応とどう違うのか、一緒ではないのかというのが本音で、それを具体的にやっていくこと、立入検査で何を調べるのか。行政は我々処理業者の適正処理を知らない。行政は民民の話なので立ち入ることができないと言われる。そういうことが我々の鬱憤が溜まる要因ではないかと思います。もう一つは、知事が最後に「ダイコーは終わりました今後処理業者の立入りを強化する」というコメントで終わったがその前の段階の排出者という言葉があるだろうと。本来は排出者責任をきちんとクリアしなければ解決しない。我々処理業者がどうのこうのというニワトリが先か玉子が先かという話になるが違うでしょう。排出事業者が求めるものを我々が対応できなければ我々は仕事が出ないと言われれば済むのです。

平沼 愛知県の資源循環推進課の再発防止策が皆さんの手元にもあると思いますが、監視体制の強化というところでまず業者に対する強化が先に謳われています。食品廃棄物処理業者用立入検査チェックシートの作成、立入検査マニュアルの作成、監視指導職員の資質の向上（研修会の充実等）、食品衛生監視員への立入権限の付与、関係機関（保健所等）との連携した立入、次に廃棄物処理業者・排出事業者に対する指導強化になっています。ここをもう少し本当に動くのかと。講習とか研修とか。私たちがみるとやはり再発防止のところに最初に担当するのは排出事業者ではないか。元からきちんとやって欲しいと言いたい。どう見ても排出事業者が一番最後になっている。

小島 廃棄物処理法第一章総則の第3条にいう事業者の責務の中で排出者責任が謳ってあることが分かっていないのではないかと。行政も許可権限外だとか範囲が違うとか部分部分の責任だけ追って、ト一

改めてダイコー不適正処理事件 を考える座談会

タルの食品廃棄物の問題から許認可の範囲、産廃の問題を総括的に見ることが今回出来ていないと思います。排出者責任についてはもう少し議論して欲しい。

平沼 環境省が今年の3月21日に廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底についてという通達を出しています。それをうけて県がどう考えるのか。分かりやすくしないとなかなか納得できない。

小島 コンプライアンスの排出者責任が本当の議論になっていない。やはり通常取引の契約上の問題についての範囲でしか考えていないし、それを越えた責任が排出者にあるということが総括責任として理解されていない。

平沼 許認可業として処理業は取り締まりやすい。排出事業者はたくさんあるから。

永田 排出者責任ということで排出事業者が今まで指導を受けた事例はありますか。指導を受けるとそこはどのようなのでしょうか。罰則を受けるのでしょうか。

永井 私の知っているところでは処理業者は指導を受けて、改善して報告書を出しています。排出事業者はそこまでない。

平沼 今回分かっている範囲で排出事業者に対する処罰はあったのですか。

皆さん ない。

永田 ダイコーのような問題で、排出事業者に具体的にどんな責任やどんな罰則が科せられるのでしょうか。

永井 今回のダイコーの問題について我々も重きを置いています。排出者は自主撤去すれば事が収まるでしょう。我々なら許可取消ですよ。重さが違いますと言っています。

永田 県がダイコーにかかわっていた排出事業者にどんな指導をされたのか知りたい。

永井 排出者は雑誌に書いてあったが2重の苦しみだと。適正な料金を払っていて適正処理を委託したつもりだったと。なおかつ撤去費用がのせられて、こんなことがまかり通ってよいのかと載っている。これが排出事業者の考え方です。

木村 排出事業者が、何に重きをおいてダイコーを

選択したのでしょうか。処理費が安いところを最優先に選んだのではないかと推測します。安かろう、悪かろうで選んだしまった責任として、適正処理がされていなければ、もう一度お金を払うのは当然でしょう。そういう処理業者を選んだのだから。

永井 適正料金と言われているから法律、判例で言うと半値というのが出てくるのだが、判例だと適正料金で委託をしなかったということになるのか。

中野 法的な処罰は出来ないが社会的なペナルティーという意味で公表という手はあると。

木村 排出事業者は単なる被害者では終わらないことを強く認識して、今回の事件に対する責任の大きさを感じて反省してもらわないと困ります。

中野 今回のリスク管理の面でココ壺番屋の情報発信の戦略を見習う点があると思いました。

我々も常に情報発信をしていかないと悪徳業者だとか言われ、せっかくボランティアをしても同じ穴の貉で当然だろうというとらえ方をされる。それを払拭する為にも県がこちらからお願いして一切をボランティアでやっていただいたという事を広く世間に発表して欲しい。

永井 我々はなんのためにボランティアをやったのか。約束を守ってやった訳です。それは再発防止を図るために真摯に県、行政と話し合いをしましょうという約束です。だからボランティアをやったのだから、皆文句も言わずやっていただいた訳だから、その為にも意見をどんどん言わなければ、言っていないはずなのだと思います。

中野 まとめとして言い足りない人はなにかありますか。

富田 支部としては、この1年に言われた事をお話しできる機会を設けていただいた事をありがたく思います。

小島 今回の件で、機関決定の仕方、支部で判断するのか協会で判断するのか。県はどこの基準で判断するのか一番の課題はそこだと思います。

永井 愛知県から相談があった時に企画会議で相談し、了承ということで理事会にかけて協議をして決定をした。

中野 組織の在り方としては、説明すべきだと思います。

ます。会長が旗を振ったからと言われますが違うのです。きちんと企画会議を通して、理事会で審議した上で賛成多数で決まった話なので、永井会長が個人でやるぞとって始まった話ではない。個人の意見として上がりますが、民主主義なので必ず理事会の中で賛成多数でないと可決されません。そこで反対される方は勿論います。その中で組織として最終結論は理事会で決まります。

永井 支部長に相談し、話を聞き、支部長としての発言もしていただき協議をして決定した訳で、今後も基本的には協会運営について行っていくので誤解のないように。

中野 ほかに何か。

平沼 座談会の主旨としてマスコミ等からと書かれているが一般市民からみても産廃悪徳業者、排出事業者は被害者という構図というのは変えなければならない。どうやってもいつまでたっても産廃業者は悪者だというようなことがあってはならない。一度マスコミと懇談会をやったらどうか。マスコミの考え方を変えないと、まず、最初に産廃業者ありきで叩かれる。きちんと申し入れなければと思います

永井 我々の会員がやった事について悪かったと反省し、その上で排出者責任を考えなければならないと言ったら、マスコミにはなかなか理解してもらえず、処理業者が何をいっていると取り合っていない。できなかった。

中野 マスコミの中にもエールを送る方が見えて、中日新聞の一宮支局長の方にお礼状を書きました。唯一あそこの方が我々業界に対してエールを送っていただきました。記者の中にはそういう方も見えるので、適切に対応すると良いと思います。

平沼 岐阜の御岳町長襲撃事件を機に（中日新聞で「どうするごみ列島」）産廃処理業者を徹底的に悪者扱いした問題で我々は中日新聞社会部に行き、片手落ちだと。産廃処理業者が悪いという論調ばかりではないか、考え直してくれと社会部の記者さんに話に言って、それから論調が少し変わりました。我々が思っている事をきちんと理解していただく為にも、少しジャブを打ちたいと考えた訳です。

永井 あの方は記事が出るまでは本当に心配してい

ただき、話をしながら校正をしていただき、有難いとお礼を言いました。

中野 5月19日に環境省から産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言というものが取りまとめられて発表されました。その概要版というものが出ておりますのでインターネットで見てください。国の方がどう考えているのかまとめたものなのでその中の文章で気になるのが、「産業廃棄物処理業界は、環境を守り、産業を支えるとの重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす社会インフラである。」と定義してあります。産廃業者に対する定義が初めてされたと思います。また、「適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割を果たすことが求められている。」こういったものがあるのですが、社会インフラと同時に排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たすという事がきちんと明記され明確に文章化されて出された事は珍しいと思います。

永井 これは連合会として2020年に振興法として廃棄物業法を取得するために活動をしています。その法案、原案を今作っています。具体的に言えば、産業廃棄物の許可を取得している事業者は全国で約11万社しかない業界で、その中で実際に業をしている事業者は約6万社です。そして、協会員が約15,000社、また、優良認定業者が約1,000社という状況で、これで振興法が取れるかというのがあるのです。少なくとも優良認定を取るのは半分以上の協会員に取ってもらわないと、協会員が適正な処理業者というふうには言えないと議員連盟の先生が言われます。我々連合会は振興法について2020年に法改正をもって振興法を取りたいという活動をしています。そのための後押しです。内容は中野さんが言った内容が書いてあります。これは連合会の法制度対策委員会の作業部会としてのタスクフォースというのがあり、そこで作業を進めています。何とか取りたいと、そのことが我々の地位の向上になると思っていますので、そういうことを行っておりますので、皆さん関心をもってください。

改めてダイコー不適正処理事件 を考える座談会

中野 では長時間に渡りまして、皆様どうもありがとうございました。私も初めてということで不慣れな点が多々あったと思いますが、その点はお許しください。今日は長時間ありがとうございました。

<拍手>

「座談会後記」

今回の座談会を終えて感じたことは、どうしてもマスコミ報道における情報等をもとに発言しなければならないジレンマを抱え、噂話や「〇〇だろう」という推測の話にどうしてもなります。実際にダイコー事件に関わった当事者が参加しないと真実の部分に対する議論が成立しないということが改めて理解できました。しかし、環境保全を重視し再発防止を図るために、今我々ができることに対して行動した無償処理活動について、総括をすることは必要だと強

く思っておりました。

座談会における発言は、マスコミ報道における情報等をもとに発言している箇所、また参加者の業務上の立場から出た意見等があります。法廷の判断、行政機関の発表を報道で知る範囲の見解になりますが、産廃業界で生業を続けるためにも、「今後二度とこのような事件を起こさない」という強い意志と方向性を示すための座談会でした。発言の中には独自の理解による内容もありますが、ひとつの考え方としてご理解いただき、「業界がよりクリーンでなければならない」と強く願う言葉としてご理解いただければ幸いです。

今後とも、循環型社会構築の縁の下での力持ちとして邁進する所存でございますので、皆様のご理解ご協力の程お願い申し上げます。

<愛産協からの提言>

○愛知県・環境省の監視強化

- ・愛知県が中心となり県内市町村との廃棄物に関する情報の共有化の強化
- ・平成28年6月に策定された「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視の強化
- ・食品リサイクル法の登録再生利用事業者に対する定期的な立入検査による指導監視の強化
- ・研修の充実による監視指導職員等の資質の向上と権限付与

○排出事業者責任の徹底

- ・ダイコー（株）に係る18条報告の開示（排出事業者名の開示を含む。）
- ・排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）
- ・食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき、食品と誤認されない適切な措置等の徹底

○事案の発覚後の対応

- ・排出事業者責任が果たされるインセンティブが働くようにするため、今回の事例は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく措置により厳格な行政対応が必要
- ・万一類似事案が発生した場合に緊急代執行を行い、行為者等や排出事業者に対して費用徴収を通じて責任を追及することができるようにすることが必要
- ・不測の事態に対するマニュアルの作成